

< 資料提供 >
令和4年4月1日
自然環境課長 境谷 仁
外線:076-225-1475/内線:4260

第13次鳥獣保護管理事業計画及び 第二種特定鳥獣管理計画の策定について

今般、石川県環境審議会の答申を受け、令和4年度から8年度までの5年間に石川県が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する「第13次鳥獣保護管理事業計画」、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの適切な管理のための「第3期石川県ニホンザル管理計画」、「第3期石川県イノシシ管理計画」、「第3期石川県ツキノワグマ管理計画」及び「第3期石川県ニホンジカ管理計画」を策定しました（4月1日（金）県公報掲載）。

なお、当計画は、石川県生活環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所企画調整室において、縦覧するとともに、県ホームページに掲載します。

1 第13次鳥獣保護管理事業計画

(1) 概要

別紙1のとおり

(2) 計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/keikaku/keikaku.html>

2 第3期石川県ニホンザル管理計画

(1) 概要

別紙2のとおり

(2) 計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

3 第3期石川県イノシシ管理計画

(1) 概要

別紙3のとおり

(2) 計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

4 第3期石川県ツキノワグマ管理計画

(1) 概要

別紙4のとおり

(2) 計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

5 第3期石川県ニホンジカ管理計画

(1) 概要

別紙5のとおり

(2) 計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/hogokanri/hogokanri.html>

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

別紙1

<趣旨>

現行の第12次鳥獣保護事業計画が令和3年度で終了するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即し、同法第4条の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定する。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

- (1) 既指定区域の存続期間更新：23箇所 12,884ha
- (2) 既指定区域の指定解除：2箇所 1,569ha
- (3) 既指定区域の区域縮小：1箇所 215ha

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ移行

	第12次終了時	第13次計画期間中の増減		第13次終了時
		期間更新	解除・縮小	
箇所数	42箇所	23箇所	△3箇所	40箇所
面積	20,158ha	12,884ha	△1,784ha	18,374ha

2 特別保護地区の指定

既指定区域の再指定：4箇所 279ha（期間：10年）

	第12次終了時	第13次終了時	増減
箇所数	7箇所	7箇所	0
面積	446ha	446ha	0

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定

既設鳥獣保護区のうち、イノシシ又はニホンジカの農林業被害が発生している鳥獣保護区の指定を一時的に解除し、イノシシとニホンジカのみ狩猟が可能な区域に設定し、鳥獣の保護と捕獲の促進・被害軽減の両立を図る。

新規：3箇所 1,784ha（期間：5年）

再指定：5箇所 8,757ha（期間：5年）

4 休猟区の指定

新規：1箇所 1,673ha（期間：3年）

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

トキ及びライチョウの飼育・繁殖に取り組むほか、引き続きキジの放鳥を行う。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

農林業者が自らの事業地内において、農林業被害の防止の目的で小型の箱わな若しくは、つき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の小型の鳥獣を捕獲する場合等、狩猟免許を有さない者に対する捕獲許可の拡大等。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定

既指定区域の再指定：36箇所 11,080ha

	第12次終了時	第13次計画期間中の増減		第13次終了時
		再指定	新規	
箇所数	66箇所	36箇所	1箇所	67箇所
面積	23,442ha	11,080ha	68ha	23,510ha

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

特に保護すべき鳥獣がある場合、保護計画を作成できる。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ各管理計画の作成について記載。

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

ガンカモ科鳥類等の生息状況調査や鳥獣保護区等の指定効果調査を実施し、効果的な保護対策に資するものとする。

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政に携わる職員や鳥獣保護管理員を育成するため、研修等の実施により専門的知識の向上を図り、保護管理の体制の充実に努める。

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 感染症等への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報共有を行う。また、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の生息状況の把握、野鳥サーベイランス及び緊急調査等を人材の育成、確保に努め、野鳥との関わり方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

2 普及啓発

愛鳥週間行事や愛鳥モデル校の指定等を通じ、自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。

1 計画策定の目的及び背景

イノシシは、平成6年頃から捕獲数が急激に増加し、県南部から拡大していた分布及び農作物被害が県内全域に拡大し、人との軋轢を引き起こすとともに、令和元年には養豚農家への害性の高い豚熱の感染が野生イノシシに確認され、令和3年には、ほぼ県内全域が感染確認地域となっている。

そのため、引き続きイノシシを管理すべき鳥獣とし、計画的な捕獲を促進するとともに、被害防止対策など総合的な対策を実施し、個体数の削減、農作物被害の軽減及び豚熱の感染拡大防止を図ることを目的とする。

- 2 鳥獣の種類 イノシシ
- 3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 4 管理の地域 全県
- 5 管理の指針

(1) 管理の目標

- 捕獲の一層の促進と被害防止対策の徹底等により、個体数及び農作物被害額を削減させる
- ・ 農作物被害が急増する前の時期の生息数を考慮し、毎年度12,000頭の捕獲を進め、令和8年度の個体数を平成24年度の水準、約13,000頭以下に抑える
 - ・ 農作物被害額は平成24年度の水準、約34百万円以下とする

(2) 目標達成のための施策の基本的考え方

- ① 狩猟による捕獲と有害捕獲での積極的な捕獲を推進及び捕獲による豚熱の感染拡大防止
- ② 防護柵の設置や維持管理など、農作物の被害防止対策の徹底
- ③ 耕作放棄地の解消及び緩衝帯整備の拡大に努め、分布拡大の抑制のため生息環境整備を推進
- ④ イノシシの利活用の推進
- ⑤ 農作物被害状況を把握するための調査の実施

(3) 目標達成のための主な施策

① 個体数の調整

ア 猟期の延長と猟法の緩和

延長期間：11月1日から11月14日及び2月16日から3月末日
 このうち、㊦及び㊧：わな猟（箱わな・くくりわな）及び
 止めさしのための銃猟に限る
 ㊨ ：わな猟及び銃猟

	㊦	通常の狩猟期間	㊨	㊧	
	11/1～11/14	11/15～2/15	2/16～2/末	3/1～3/31	

イ 特例休猟区の設置

地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

ウ 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行、対象区域の拡大

イノシシの生息数増加による農作物被害が発生している場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行を必要に応じて実施する。

エ 有害捕獲の促進

「くくりわな」による捕獲、一斉捕獲やメス捕獲など効果的捕獲を促進する。

オ 狩猟者の確保と育成

若者や女性など狩猟者のすそ野の拡大や猟場における実地的な研修の拡大を図る。

② 被害防止対策

農作物被害が増加している地域への防護柵の拡大と機能維持、箱わな等の設置を推進するほか、モデル集落への対策チームによる指導の実施や集落点検のサポート体制を強化する。
 捕獲の強化と経口ワクチンの散布を実施し、県内養豚農場への豚熱の感染を防止する。

6 その他

効果測定、経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、随時計画の見直しを行う。

狩猟管理・被害防止対策の実施 → モニタリング調査 → 効果測定・検討評価
 → 狩猟管理・被害防止対策の実施

1 計画策定の目的及び背景

昭和50年代後半から主に白山麓で農作物被害が発生し、近年では分布の拡大に伴い被害が拡大するなど、その被害対策が要請されている。サルによる農作物被害や生活環境被害等の解消と、歴史的な地理的分布及び遺伝的多様性に配慮した地域個体群の安定的維持の両立により、人とサルの適切な棲み分けの実現を中・長期的目標とする。

2 鳥獣の種類 ニホンザル

3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理の地域 小松市、白山市、金沢市（ハナレザルについては県内全域）

5 管理の目標

被害金額を令和2年度レベルから半減させ、人身被害・生活被害を防止し、分布の最前線を平成22年度水準まで後退させるとともに、全群れの加害レベルを低減させる。

6 目標を達成するための施策

(1) 数の調整

①関係市町間の連携強化

県、市町、専門家を構成員として「サル管理対策会議」を開催し、群れ分布状況、群れごとの管理方針、捕獲計画の協議・進捗状況、各市町における被害状況、捕獲状況、対策実施状況、モニタリング実施状況について協議・共有する。

②サルの生息場所に応じた群れ区分の設定（令和3年度時点）

保全群 (16群560頭)	本来の生息地である山間部に生息する群れ	⇒ 捕獲しない
調整群 (13群680頭)	里山内の集落に出没し加害する群れ	⇒ 部分捕獲又は群れ捕獲
排除群 (5群260頭)	人間活動が活発な地域に出没する群れ	⇒ 群れ捕獲

※各群れがどの群れ区分に該当するかは、「サル管理対策会議」で協議

※大規模な捕獲には、「捕獲計画」を作成し、「サル管理対策会議」で精査

(2) 被害防除対策、生息環境管理

餌付けの防止、誘引物を除去するほか、サル用防護柵の設置、追い払い、緩衝帯の整備を促進する。

7 その他

(1) モニタリング等の調査研究、計画の実施体制

モニタリングを行い、結果をフィードバックして、検討を行い、計画の見直しを行う。

①計画的な管理に向けたモニタリング

ステップ1～3：主に全県など広域を対象に群れの分布や群れごとの推定生息数、加害レベルを把握

ステップ4～5：調整群又は排除群で、特に問題となっている群れを対象に対策強化のために行動圏や頭数の詳細を把握

②捕獲状況の把握、被害状況調査、被害防除対策実施状況調査を実施

(2) その他

サル管理の知識を持つ行政内の人材育成、市町へ中間支援者としてアドバイザーを紹介するほか、鳥獣被害防止特措法との連動を図る。

ハナレザルについては、問題の長期化や人身被害の懸念がある場合は、状況に応じて適切に捕獲方法を選択する。

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマは日本の東北から北陸を含む中部地方で安定的に生息する一方、繁殖力が低く保護への配慮が必要とされている。県内では近年、出没が増加し、人身事故や林業被害が発生する等その対応が求められている。また、奥能登地域までの生息範囲の拡大も見られ、里山での定着も想定されることから、白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針に基づき地域個体群の適正な規模を維持するとともに、人身被害等の防止を図ることを目的とする。

2 鳥獣の種類 ツキノワグマ

3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理の区域 県内全域

5 管理の目標

良好な生息地の環境の維持、里山林や荒廃地の整備及び適正な個体数管理を行うことにより、「白山・奥美濃地域ツキノワグマ個体群」の維持及び人身被害等の防止を目標とする。

里山における捕獲を促進し、成獣の個体数を安定的な地域個体群としての規模を維持できる個体数である800頭程度とすることを旨とする。

6 年間捕獲数上限

狩猟及び個体数調整捕獲を合わせた年間捕獲数の上限は、次の通り

①通常年の捕獲数上限 : 推定個体数1,201頭(中央値)の15%である180頭

②大量出没年※の捕獲数上限: 250頭

(※堅果類の凶作等で、県が「出没警戒情報」を発令した年)

7 目標を達成するための施策

生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、県内を広域的に3つの地域に区分し、地域毎に目標達成のための施策を実施する。

区分	保護地域 クマの生息域として、 厳正に保護する地域 (白山、大日山、鈴ヶ岳) 鳥獣保護区	緩衝地域 クマと人間の活動が混在する 地域	排除地域 円滑な人間活動を確保する 地域
生息環境管理	自然環境を維持できるように配慮し、野生動物の良好な生息環境を維持する。	農地、集落、被害地に近い区域は、里山林の間伐や除伐などの森林整備、緩衝帯整備の拡大に努める。	藪の刈り払いや耕作放棄地の管理などに努める。
個体群管理	個体数調整捕獲は実施しない。	狩猟、個体数調整捕獲を推進する。	狩猟、個体数調整捕獲を行い、積極的に排除する。
人身被害等防止対策	入山者への注意喚起を行う。	入山者や周辺住民への注意喚起のほか、放置果樹等の誘引物除去の徹底、集落沿いに間伐や藪の刈り払いを行い、見通しを確保する緩衝帯整備の拡大、森林所有者への林業被害防除の指導などを行う。	周辺住民への注意喚起のほか、農作物や放置果樹、家庭ごみ等の誘引物除去の徹底、緩衝帯整備の拡大や市街地出没等の緊急時対応を行う。

8 その他

(1) モニタリング等の調査研究

生息状況や被害状況などについて里山地域でモニタリングを強化し、評価・検討を行う。

(2) 計画の実施体制

県、市町、猟友会、農林業者、地域住民等が密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除及び生息環境管理等の管理施策に取り組む。

(3) 普及啓発・研修

県、市町等が連携協力して、生息状況、被害状況、本計画の趣旨・内容などの普及啓発に努めるほか、捕獲技術や知識の習得及び市街地出没等の緊急時の対応のため、関係機関の職員等に対する研修を実施する。

(4) 狩猟者の確保・育成

新たな捕獲の担い手の増加を図り、捕獲技術向上のための講習会や捕獲隊員確保のためのセミナー等を開催し、安全性の確保や狩猟者の技術向上、捕獲従事者の確保に努める。

(5) 国及び関係県との調整

目的を達成するため必要な事項について国及び関係県と十分に調整を図る。

1 計画策定の背景及び目的

近年、隣県において、ニホンジカの生息数が増加し生息域が北上しており、隣県に見られるような急拡大は見られないものの、本県での推定生息数及び生息域も増加・拡大傾向にあり、農林業や生態系への被害が懸念される。そのため、引き続きニホンジカの個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的・計画的に実施し、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

2 鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理の地域 県内全域

5 管理の目標

これまで以上の捕獲圧をかけ、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制し、生息密度を低減させることで、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

また、生息密度が過剰となっている地域において、生息密度を3～5頭/km²以下で管理する。

6 目標を達成するための施策

(1) 個体数の調整

① 狩猟による捕獲の推進

ア 猟期の延長と猟法の緩和

延長期間：11月1日から11月14日及び2月16日から3月末日

このうち、㊦及び㊧：わな猟（箱わな・くくりわな）及び止めさしのための銃猟に限る

㊨：わな猟及び銃猟

㊦	通常の狩猟期間	㊨	㊧
11/1～11/14	11/15～2/15	2/16～2/末	3/1～3/31

イ 特例休猟区の設置

地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

ウ 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行、対象区域の拡大

ニホンジカによる農林業被害等が発生している場合は、必要に応じて、鳥獣保護区を一時的に解除し狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行を検討する。

② 個体数調整捕獲等の実施 「くくりわな」での捕獲を促進し、計画的な捕獲を実施する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の促進

効果の高いくくりわなや銃猟での捕獲を進め、認定鳥獣捕獲等事業者を対象とした捕獲研修も実施。

④ 狩猟者の確保・育成

若者や女性など狩猟者のすそ野の拡大や猟場における実地的な研修の拡大を図る。

(2) 被害防除対策

① 農林業被害

情報収集、体制づくり、環境整備や侵入防止対策等、鳥獣被害防止対策を推進する。

② 森林生態系等被害対策

白山国立公園については、環境省等と連携し、被害対策を検討する。

(3) 生息環境の管理

新規植栽地や伐採地における侵入防止柵の設置、耕作放棄地の除草や活用等に取り組む。

7 その他

(1) モニタリング等の調査研究

生息状況や被害状況などについてモニタリングを実施し、評価・検討を行う。

(2) 計画の実施体制

県、市町、猟友会、農林業者、地域住民等が密接な連携のもと、個体数管理、被害防除及び生息環境管理等の管理施策に取り組む。

(3) 獣肉の利活用の推進

シカ肉の有効利用を推進するほか、安全・安心で良質なシカ肉の普及を図る。

(4) 普及啓発・研修

生態や被害状況、被害防除対策等、様々な機会を通じて普及啓発に努める。

(5) 支援制度等の活用

捕獲の促進や被害防除については、国の支援制度を積極的に活用する。